

**「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業**  
**(うち知の集積と活用による研究開発モデル事業)**  
**平成28年度補正予算 公募要領(案)**

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研支援センター」という。)は、農林水産省が定める「農林水産研究基本計画」等に則しつつ、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。平成28年度補正予算で措置された「人工知能未来農業創造プロジェクト」について、『知』の集積と活用による革新的技術創造促進事業を国から交付された運営費交付金により実施し、本事業において委託研究の実施を希望する研究機関等を公募することとしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

## 1 事業の概要

我が国の農林水産・食品産業は、成長産業化により、生産現場を起点として、国民が真に豊かさを実感できる社会の構築に貢献し、さらに国際社会の持続的発展への寄与、特に21世紀の成長センターであるアジアの期待に応える必要があります。

このため、農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、両分野の知識・技術・アイデアを集積させ、革新的な研究成果を生み出し、これらをスピード感を持って商品化・事業化に導くことで生産者・消費者にも利益をもたらし、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」を創り上げる新たな産学連携研究の仕組みづくりが求められているところです。

このような状況を踏まえ、新たな産学連携研究を推進するため、平成28年4月に『知』の集積と活用場『産学官連携協議会』(以下、「協議会」という。)が正式発足し、セミナーやワークショップ等を通じて、協議会における他機関どうしの協創を通じて、加速度的な市場形成を促進するオープンイノベーションの場の提供が始まりました。

生研支援センターでは、「知」の集積と活用場で行われる新たなオープンイノベーションによる研究開発の取組をモデル的に支援するため、「『知』の集積と活用場による革新的技術創造促進事業」として、民間企業等との連携を促すマッチングファンド方式<sup>※</sup>による新たな支援の仕組みを導入した研究開発について、公募により研究を委託します。

※ 研究開発の実施において、民間企業等と生研支援センターが研究開発費を提供しあう方式。

## 2 対象研究領域

AIやIoT等の活用により、新たな生産性革命を実現するためなど、全く新しい技術体系を創造するための研究開発を行う試験研究計画の公募を行います。

具体的には、農林水産省において策定された平成28年度補正予算「『人工知能未来農

業創造プロジェクト』の研究課題の内容と目標」※に基づいた以下の研究テーマによる課題とします。

#### 研究テーマ

##### ① AIを活用した果実の自動箱詰めロボット技術の開発

###### ア 具体的内容

形状が複雑でロボットでの把持が難しいぶどう等の果実について、AIやリアルハプティクス等の技術を活用することにより、箱詰め作業を自動化する技術を開発する。

また、当該ロボットには、価格を抑えるため、1台のロボットで可能な限り多くの他作物での利用を可能とする。

###### イ 達成目標

平成33年度までに、人間と同程度の精度及び速度で箱詰め作業を自動化するロボットを市販化するとともに、箱詰め作業の労働コストを5割以上削減することを目指し、平成31年度までに果実の箱詰め作業を自動化する技術を開発する。

また、ロボットの償却・維持管理コストの年間額が当該ロボットの導入により削減される人件費の年間額の5割以下とする。

###### ウ 留意事項

提案書において、開発する機械の目標とする性能、導入・維持コスト、想定される作業体系、労働力削減効果及び経営体の収益性向上効果を具体的に記載すること

##### ② AI、ICT等を活用した魚介類の流通支援システムの開発

###### ア 具体的内容

なお、本研究テーマについては、(ア)、(イ)または(ウ)のいずれかの試験研究計画のみの応募も可能とします。

(ア) 魚介類の鮮度・おいしさの指標化手法を確立し、AIを活用したそのリアルタイム診断技術を開発する。また、魚介類の鮮度・おいしさを数値でリアルタイムに表示することが可能であり、小売現場で導入できるシステムを開発する。

(イ) 産地から消費地までの流通の見える化により、生産者が市場の状況を把握し収益を考慮した漁が可能となるシステムを開発する。

(ウ) 画像認識技術などを活用することにより、魚の選別を自動化し魚の選別にかかる人件費を1/10以下に削減するシステムを開発する。

###### イ 達成目標

平成33年度までに、漁業者の所得を2割以上向上させることを目指し、平成31年度までに、ア(ア)～(ウ)に掲げるシステムを開発するとともに、ア(ア)及び(イ)については、漁業者の所得を2割以上向上させるシステムの活用方法についても確立する。

###### ウ 留意事項

提案書において、開発する機械の目標とする性能、導入・維持コスト、想定される作業体系及び経営体の収益性向上効果を具体的に記載すること。

### ③ AI等を活用した農業インフラメンテナンス技術の開発

#### ア 具体的内容

ドローン等を活用し、人による点検が困難な高所などに存在する農業用水利施設の点検手法を開発する。

また、AI等を活用し、過去の類似事例を容易に参照できるシステムにより点検技術者を支援するシステムを開発する。

#### イ 達成目標

平成33年度までに、農業用水利施設の点検コストを2割以上削減することを目指し、平成31年度までに、ドローン等を活用した農業用水利施設の点検手法及びAI等を活用した点検技術者を支援するシステムを開発する。

#### ウ 留意事項

提案書において、開発する機械・システムの目標とする性能、導入・維持コスト、想定される作業体系及びコスト削減効果を具体的に記載すること。

※ <http://www.s.affrc.go.jp/kakushin/attach/pdf/H28kakushin-37.pdf> 参照

## 3 応募要件等

### (1) 応募の要件

提案する試験研究計画は、次の①～③の要件を満たしていることが必要です。

- ① 協議会に参画する者がセミナー、ワークショップ等を通じて特定の課題解決に取り組む研究開発プラットフォーム※を構成し、当該研究開発プラットフォームに所属する会員により特定の革新的な研究開発を行う「研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を形成していただきます。本事業ではこの「コンソーシアム」からの商品化・事業化の基盤となる革新的な研究開発に向けた研究計画提案を対象にマッチングファンド方式により公募を行います。
- ② 平成28年4月15日付けで農林水産省が公表した「平成28年度からの『知』の集積と活用の場の構築に向けた展開方向」の趣旨に合致する研究開発であること。
- ③ 研究終了後、コンソーシアムの構成員である民間企業等が中心となり、研究成果の商品化・事業化を推進すること。

※ 研究開発プラットフォームとは、協議会の会員が組織、分野、地域等の垣根を超えて連携し、新たな商品化・事業化を目指して共同して研究開発に取り組むオープンな活動母体。

研究開発プラットフォームは、協議会事務局への届出・登録が必要です。

以下URLを確認願います。

<https://www.knowledge.maff.go.jp/entry.html>

### (2) 研究実施体制

3-(1)-①のコンソーシアムについては、商品化・事業化を推進する民間企業を含む2者以上の研究機関等※で構成し、その中から「研究代表機関（以下「代表機関」という。）」を選定してください。

委託事業では、公募課題の一部又は全部をコンソーシアムの構成員以外の他の研究機関等に再委託することはできません。

また、次の要件を満たすとともに、構成する研究機関のそれぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表機関から行っていただく必要があります。

- ① コンソーシアムを組織して共同研究を行うことについて、コンソーシアムに参加する全ての機関が同意していること。
- ② コンソーシアムが属する、研究開発プラットフォームのプロデューサー人材と十分に協議し、プロデューサー人材の同意の上で研究計画を作成していること。また、プロデューサー人材と連携して研究開発を進めるものであること。なお、本事業では研究開発プラットフォームのプロデューサーが研究代表者を兼ねることは想定しておりません。
- ③ コンソーシアムと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、コンソーシアムとして、①実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、②コンソーシアム参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は③共同研究契約を締結すること（共同研究契約方式）のいずれかの方式によりコンソーシアムを設立することが確実であること。

なお、採択後、契約締結までの間に、当該コンソーシアムを構成する研究機関の変更等重大な変更等があった場合には、採択を取り消します。

また、代表機関が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構という。）の場合には、代表機関が指定する方式によることとします。

※ 研究機関等とは、民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

イ 研究機関・関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

また、研究コンソーシアムの構成員が親会社と子会社の関係、あるいは一方の会社が他社の財務及び営業又は事業の方針の決定に当たって重要な影響を及ぼす立場にある関係のみで構成される場合は、2者以上のコンソーシアムの要件となりませんのでご留意下さい。

### （3）応募者の資格要件

応募者（代表機関）は、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者です。

- ① 民間企業、大学、自治体又は国立研究開発法人であること。

ア 選定された研究課題について、研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること。

イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等（調査・研究）の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約までに競争参加資格を取得してください。なお、資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。資格が

取得できなかった場合は、採択が取消しになります。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

平成25・26・27年度に有効な資格をお持ちの方も、定期審査または随時審査による「更新」の手続きが必要です。詳しくは、以下を御覧ください。

([http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/information\\_m.html#20151029](http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/information_m.html#20151029))

応募者が、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

※ 研究代表者は、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・ 原則として、応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
- ・ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ・ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・遂行管理能力を有していること。

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究代表者を避けて下さい。

#### 4 研究開発費の規模と範囲

(1) 研究期間：4年間（平成28年度から31年度末まで）

(2) 生研支援センターからコンソーシアムに支出する委託費の範囲

研究期間の委託費総額 1億円～3億円／委託期間合計

生研支援センターからの委託費は、平成29年度末までに全額支出します。

(3) 生研支援センターから支出する委託費の1/2以上の自己資金をコンソーシアム側で負担していただく必要があります。

平成30年度及び31年度は、民間企業等の自己資金のみでの実施となります。

また、平成28年度及び29年度は、民間企業等が自己資金を支出してもしなくても良い。

(4) マッチングファンド方式における留意事項

- ① 代表機関は、コンソーシアムの構成員の自己資金※に不足が生じないよう責任を持って調整を行い、代表機関以外のコンソーシアムの構成員は、これに必要な協力を行っていただきます。

自己資金を負担する民間企業については、直近3期の決算報告において、㉞1期でも債務超過が有る場合、㉟3期連続して経常損失を計上している場合、自己資金の確保状況について確認させていただき、その状況によっては採択されないことがあります。

- ② マッチングファンド条件の成立の確認は、委託研究期間の終了時において、実施します。
- ③ 自己資金については、委託期間終了時のマッチングファンド条件が成立するよう、各年度の研究内容に応じて、各年度に必要な額を計上してください。
- ④ マッチングファンド条件の成立の確認時点において、コンソーシアムの構成員の研究期間中における自己資金の支出実績額の合計が不足し、マッチングファンドの条件を満たさない場合には、マッチングファンド条件が成立するまで過払いとなっている委託費は速やかに返還していただきます。
- ⑤ 委託契約締結以降は、概算払請求が可能となります。生研支援センターからは概算払請求後、生研支援センターが定める日に振り込みを行います。
- ⑥ 事業の効率的な執行のため、経費の支出状況について毎年度、半期に一度報告をしていただきます。ただし、単年度の研究期間が6ヶ月を下回る場合を除きます。
- ⑦ マッチングファンドの自己資金について、減価償却費または消耗品を計上する場合は、独立した資産管理部門（部または課以上の組織単位で資産管理を専門に担当する部署）があることを条件とします。
- ⑧ 生研支援センター支出する委託費とコンソーシアムが負担する自己資金は、帳簿及び証拠書類（伝票等）を分けて管理すること。

※ 自己資金とは、コンソーシアムの構成員が研究の実施にあたって自ら支出する研究開発費を指します。

#### (5) 委託費の対象となる経費

委託費として計上できる経費は、次の経費とします。

##### 1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

###### ① 人件費

本事業の試験研究計画に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

###### ② 謝金

外部者に対するワークショップ等への出席謝金及び講演、原稿の執筆等に対する謝金。

###### ③ 旅費

国内外へ出張や外部専門家等の招聘に係る経費。

#### ④ 試験研究費

##### ・機械・備品費

本事業の試験研究計画で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格（税込）が10万円以上の物品とします。ただし、リース等で経費を抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応してください。（この場合の経費は「借料及び損料」になります。）

##### ・消耗品費

本事業の試験研究計画で使用する物品で、機械・備品費に該当しないもの。

##### ・印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

##### ・借料及び損料

物品等の借料及び損料。

##### ・光熱水料

研究施設等の電気、ガス及び水道料。

##### ・燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

##### ・会議費

ワークショップ等の開催に係る会議費。

##### ・賃金

本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。

##### ・雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

#### ⑤ その他必要に応じて計上可能な経費

上記に分類できない経費等。

#### 2) 一般管理費

上記1) ④の試験研究費の15%以内。

一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

#### 3) 消費税等相当額

上記1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%（消費税法・地方税法が改正された場合には、その税率）。

（注1）人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※）を人件費単価に乗じた額としてください。

※エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%と

した場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（％）」に基づきます。本事業における「エフォート」とは、研究者の年間の総研究活動時間（教育・医療活動等を含まない。）に対する、本事業に基づく委託研究の実施に必要となる時間の割合（％）とします。

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。提案書では、特別の指定がない場合には、この考え方で記入してください。

（注２） 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行って下さい。

さらに旅費については、出張内容と試験研究計画の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管して下さい。

#### （６）自己資金の対象となる経費

４－（５）－１）で直接経費として計上が可能としている経費については自己資金として計上することができます。

また、機械・設備の償却費、委託研究契約締結前に保有している消耗品については、組織の資産管理部門による証拠書類の提出を求めるとし、生研支援センターが妥当と判断した場合に計上することができます。なお、当該機械・設備・消耗品の取得のための財源が公的な補助・委託事業以外にも機械・設備・消耗品の保有者以外の者から支援を受けて導入した場合には自己資金に含めることができません。

自己資金についてはコンソーシアムの代表機関が代表して単独で負担する場合、コンソーシアムの構成員が役割に応じて負担する場合のいずれでも構いません。ただし、償却費や保有する消耗品を自己資金に計上する構成員については、適切な資産及び資金管理ができるよう当該組織の中に独立した資産管理部門があることを条件とします。

#### （７）委託費の翌年度への繰越し

平成２８年度末の経費の確認（精算）時において、当該年度の委託費に残額が認められる場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該額を２９年度の研究費に含めることができます。

ただし、生研支援センターからの委託費の支出は、平成２９年度までとなっていますので３０年度以降への繰越しは、原則認められません。

#### （８）購入機器等の帰属及び管理

受託者（コンソーシアムを構成する全機関をいう。以下同じ。）が研究委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託事業期間中は受託者に帰属します。受

託者には、委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターからお知らせすることにしています。

また、「購入した機器類等の物品」については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明記してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

## 5 応募から委託契約までの流れ

平成28年	1月15日（火）	公募の予告（プロデューサー会議）
	1月21日（月）	公募要領の公表・公示（公募開始）
	1月下旬	公募説明会
	12月20日（火）	応募受付締切り
	12月下旬	書類審査
平成29年	1月上旬	
	～中旬	面接審査
	1月中旬	産学官連携協議会運営委員会 （採択研究コンソーシアム（リサーチプロジェクト）等の決定）
	1月下旬	採択研究コンソーシアム（リサーチプロジェクト）等の公表
	2月	委託契約締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトですぐお知らせいたします。

## 6 応募手続きについて

### （1）応募方法

応募に当たっては、代表機関の研究代表者がコンソーシアムの研究内容をとりまとめた上で、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp>（別紙1参照））を使用して応募してください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、現在未登録の機関については余裕を持って登録手続きをしていただくようご注意ください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお聞きください。）

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報<sup>\*</sup>の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんのでご注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad 上の情報を参照してください。

## ※応募情報

e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研支援センターが定めた応募様式に必要な事項を記載した提案書に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

### (2) 応募受付期間

本事業への応募期間は、平成28年11月21日（月）～平成28年12月20日（火）12：00までとします。e-Radの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0：00～24：00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、e-Rad上にて予めお知らせがあります。

### (3) 応募書類

#### 提案書一式

（提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙2の（提案書様式）に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。）

（注）提案書の書式は、公募の生研支援センターウェブサイト又はe-Radからダウンロードしてください。

### (4) 応募に当たっての注意事項

- ①本事業の応募の締切りに遅れた場合には、受け付けません。
- ②e-Radを使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は一切受け付けません。
- ③提出後の応募情報の修正には応じられません。
- ④応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
  - ア 応募資格を有しない場合
  - イ 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
  - ウ 応募情報に虚偽が認められた場合

## 7 採択研究コンソーシアム等の選定

### (1) 選定方法

委託予定先の選定に係る審査は、協議会運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の了承の下、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する評議委員会において、（2）の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、応募課題の利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっております。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研支援センターのウェブサイト上で公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

## (2) 審査の観点

評議委員会において以下の観点に基づき審査を行い、その結果を総合的に勘案して委託先を選定します。

- ① 提案された研究開発の内容が、「平成28年度からの『知』の集積と活用の場の構築に向けた展開方向」の趣旨に合致したものであること。
- ② 平成28年11月に公表された平成28年度補正予算「『人工知能未来農業創造プロジェクト』の研究課題の内容と目標」に基づいた目標・計画に基づいていること。  
研究開発の成果として、具体的な数値目標等が設定されていること。  
(例) 平成〇〇年度までに〇〇により労働コストを5割以上削減  
平成〇〇年度までに〇〇により漁業者の所得を2割以上向上  
平成〇〇年度までに〇〇により農業施設の点検コストを2割以上削減 など
- ③ 産学共同での研究開発体制が適切に組織されており、産学の役割分担が明確になっているとともに、産学官連携（異分野連携を含む。）に関する十分な取組実績があること。
- ④ コンソーシアム内の知的財産の取扱いに関する基本的な方針が、研究成果の迅速な商品化・事業化に結びつくものとなっていること。
- ⑤ 「平成28年度からの『知』の集積と活用の場の構築に向けた展開方向」に沿った研究推進上、必要な研究インフラ、環境を有し、これらを研究参画者、コンソーシアムに提供できること。
- ⑥ 応募者が、選定された研究領域、テーマについて高い研究能力を有すること。
- ⑦ 研究成果の事業化、実用化が可能なこと。

## (3) 審査の手順

- ① 提出された提案書について、生研支援センターが応募要件に適合しているか確認します。
- ② 評議委員会が書類審査及び研究代表機関の研究者等に対する面接審査を行い、採択候補委託先を選定します。
- ③ ②の採択候補委託先について、生研支援センターが重複応募等をチェックします。
- ④ 運営委員会の確認をもって、最終的に委託予定先が決定されます。

## (4) 選定結果等の通知

審査における選定結果については、速やかに代表機関に通知するとともに、e-Radによる提案時に付与される課題ID、採択課題、研究コンソーシアム及び研究代表機関を生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。不採択となった課題については、

通知の際に、不採択理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択した旨を通知する際、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に研究実施計画の修正を行っていただきます。

## 8 委託契約の締結

### (1) 委託契約の締結

7により選定された者の代表機関と委託契約を締結します（研究管理運営機関を設置する場合は、研究管理運営機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。詳しくは別紙3を御覧ください）。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

### (2) 翌年度以降の取扱い

平成29年度以降の研究課題は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとします。ただし、後述の「12 研究課題の評価」に基づいて行う評議会における研究課題の評価の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度、委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

## 9 研究開発の運営管理

生研支援センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、以下のとおり実施します。

- ① 生研支援センターは、運営委員会の下、研究の進捗状況及び成果を把握し定期的に運営委員会に報告し、助言指導を求めます。運営委員会は、必要に応じて生研支援センターへの助言・指導を行います。
- ② 受託者の研究代表者には、生研支援センターと調整を図りながら、事業における他の研究機関の代表者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等に御協力いただくこととなります。

## 10 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組指針）※に基

づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明し、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

(例)

- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科事業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となりますのでご承知ください。

※については、(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)を御覧ください。

## 1 1 研究成果の取扱い

### (1) 研究成果報告書等

受託者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から8年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

また、受託者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、毎年度末に生研支援センターに提出していただきます。

### (2) 研究成果の発表

受託者は、論文、パンフレット、メディア(新聞、テレビ等)において、本研究計画に係る活動又は成果が公表される場合には、事前にその概要を生研支援センターに報告してください。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産に注意(出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。)しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。公表に当たっては、本研究計画に係る活動又は成果であることを明記してください。

また、本事業終了後においても、研究成果を公表するときは、あらかじめ研究成果発表事前通知書を生研支援センターに提出してください。

本事業の研究成果については、本事業終了後、生研支援センターが冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますのでご承知おきください。

また、得られた成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

### (3) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月 農林水産技術会議)に基づくほか、協議会と連携し、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知

的財産の取扱いに関する基本的な方針について、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成し、合意していただきます。その際、コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

#### （４）研究成果に係る知的財産権※の取扱い

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第１９条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。ただし、生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ生研支援センターの承諾を得ること。

#### （５）知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、（１）にある研究成果報告書により、生研支援センターに報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、当該報告書をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

#### （６）研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針について、コンソーシアム内で議論していただき、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

- ② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。

- ③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

([http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2013/pdf/sisin\\_ets\\_03.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/pdf/sisin_ets_03.pdf))

- ④ 受託者である法人と、その従業員の間での知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

#### (7) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（コンソーシアム外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

## 1.2 試験研究計画の評価等

### (1) 研究計画課題の評価

生研支援センターは、運営委員会の了承のもと作成する予定の要領等に基づき、試験研究計画の評価を実施し、評価結果を運営委員会へ報告する。評価結果は、研究実施計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

受託者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

### (2) 追跡調査

事業実施後、得られた研究成果の活用状況（事業化・商品化への取組状況）等について、追跡調査を実施する予定としており、必要に応じて運営委員会へ報告する。受託者には、追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

### 1.3 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複<sup>※1</sup>及び過度の集中<sup>※2</sup>の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>）に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

#### (1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

#### (2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアム（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

研究代表者及び研究分担者は、本事業の応募課題に対して原則として研究活動時間の50%以上のエフォートを確保していることが望ましいです。応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

#### 1.4 研究費の不正使用防止のための対応

##### (1) 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。\*）を策定しました。

\* 管理監査ガイドラインについては、

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、現地調査を行う場合があります。

##### (2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ ア以外による場合

a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

b a及びc 以外の場合：2～4年間

c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り

捨てる。)の期間

- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので、下記を御覧ください。

(<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>)

## 1 5 虚偽の申請に対する対応

事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記1 4 (2)の不正受給を行った場合と同様の措置が採られます。

## 1 6 研究活動の不正行為防止のための対応

### (1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。\*)及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農

会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知<sup>※</sup>)を策定しています。

本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 不正行為ガイドライン及び規程については、

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。

## （２）特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

## 17 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm))

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース※」へ提供されます。

#### ※政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

## 18 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度（特別利率③（平成28年9月9日現在）：国民生活事業 0.35～0.95%、中小企業事業 0.4%）が利用できます。  
※5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半減）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるよう努めています。
- ⑤ 「SBIR特設サイト」における研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（SBIR）についての説明等は、SBIR特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

## 19 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成

18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知<sup>※</sup>)に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

※については、

[http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html) をご覧ください。

## 20 法令・指針等の遵守について

この要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約の解除及び採択の取り消し等を行う場合があります。

## 21 公募説明会の開催

平成28年11月下旬に公募説明会を開催します。

公募説明会の詳細については、生研支援センターのウェブサイト及び協議会のメールマガジン等でお知らせします。

## 22 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。

なお、できる限りメールによりお問い合わせいただくようお願いします。

### ○公募全般に関する問合せ

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

新技術開発部産業技術開発課

担当者：高橋、小田原

E-mail [chi-shuseki@ml.affrc.go.jp](mailto:chi-shuseki@ml.affrc.go.jp)

住 所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>)

TEL：048-669-9181

FAX：048-666-9267

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土、日、祝日を除く。）

### ○契約事務について

生研支援センター新技術開発部研究開発課

担当者：山崎、西村

TEL：048-669-9190

FAX：048-666-9267

